

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会検討グループ設置要綱

(目的)

第1条 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会（以下「検討委員会」という。）を円滑かつ効果的に開催するため第32軍司令部壕保存・公開検討委員会設置要綱（以下「検討委員会設置要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、第32軍司令部壕保存・公開検討委員会検討グループ（以下「検討グループ」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定める。

(事務及び組織)

第2条 検討グループには、技術検討グループ及び平和発信・継承検討グループを置く。
2 検討グループは、検討委員会設置要綱第2条に定める知事への提言に向け、保存・公開の可能性及び平和発信・継承のあり等について調査及び検討を行い、その結果を検討委員会に報告する。
3 検討グループの分掌事務は、別表の中央欄のとおりとし、構成員は同表の右欄とする。

(招集)

第3条 検討グループの招集は、検討委員会委員長が行う。

(会議の運営・進行)

第4条 会議の運営・進行は、原則として事務局が行う。ただし、必要に応じ、検討委員会委員長が進行するものを指名することができる。

(庶務)

第5条 検討グループの庶務は、女性力・平和推進課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、技術検討グループ及び平和発信・継承検討グループの運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

別表

名称	分掌事務	構成員
技術検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開に向けた調査（技術面）に係る検討・助言に関する事 2 保存・公開可能性（技術面）に係る検討・助言 3 検討委員会への報告に関する事 4 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	<p>下記に掲げる分野の検討委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工学 ・地質学 ・地盤工学
平和発信・継承検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開可能性（平和発信・継承のあり方）に係る検討・助言に関する事 2 検討委員会への報告に関する事 3 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	<p>下記に掲げる分野の検討委員会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律 ・経済／観光 ・沖縄戦研究 ・戦跡文化財 ・地域振興 ・平和教育 ・情報技術